



馬匹売買契約の特約条項（「売買特約条項」）

売主及び買主双方は、別に定める「甲斐ヴィクトリーオーナーズ地方入厩予定馬：馬匹売買契約の特約条項」（「売買特約条項」という）に則って当該競走馬が競走の用に供され、また、事務手続きが行われることを了承する。

第1条（馬匹売買契約の成立と共有管理等に関する特約）

手塚勝広又は株式会社甲斐ヴィクトリーレーシング、もしくは当該共有馬を販売する牧場又は提供者が売主（以下、「販売者」という）となり、その所有競走馬の共有持分権（1頭20口の共有持分権。以下、これを「共有持分権」といい、当該競走馬を「共有馬」という）について、地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を既に受け、又はこれを受ける見込みのある購入希望者を買主として、両者間で馬匹売買契約書（以下「売買契約」という）を取り交わして売買契約が成立した。販売者及び買主双方は、かかる共有馬の売買にかかわる取り扱いについて規定した本特約条項が売買契約に付帯し、その一部を構成することに同意する。なお、本特約条項第5条及び6条においては、買主を「共有者」と表記することがある。

第2条（共有代表馬主の権限と義務及び共有馬管理等に関する覚書）

1. 買主は、売買契約に基づいて共有持分権を取得後、共有馬を競走の用に供し、かつその事務の取扱いを円滑に行うため、共有馬の共有代表馬主（以下「共有代表馬主」という）を手塚勝広又は募集馬が提供馬の場合、提供牧場もしくは提供者とすることに同意する。
2. 共有代表馬主と共有者たる買主は、共有馬の管理等に関する共有代表馬主と共有者間の権利義務について定める「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という。同覚書にはこれと一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」《以下「付帯条項」という》が含まれる）を取り交わすものとする。

第3条（売買代金の支払いと共有持分権の取得）

1. 買主は、共有馬（共有持分権）の売買代金（金銭により授受される代金で、以下「馬代金」という。なお、後述のとおり、販売者がカタログ等により提示した共有持分権売り出し価格は「売買提示価格」という）を、共有持分権の申込日から10日以内に振込送金により支払うものとする。
2. 分割払いは最大5回払いとし、分割回数1回分を共有持分権の申込日から10日以内に振込送金により販売者へ支払い、残金は申込翌月より4ヵ月に渡って毎月末までに支払うものとする。但し、共有馬の1歳11月以降に購入する場合は、11月4回、12月3回、2歳1月2回払いとし、2歳2月以降の申込の場合は、分割払いは出来ないものとする。
3. 買主が支払った馬代金は、相続人が共有持分権の相続による承継を放棄する場合を含め、理由の如何に関わらず返還されない。
4. 買主が第1項及び第2項に定める支払期日に購入代金の支払いを怠ったときは、販売者は当該買主への通知をもって売買契約を解除することができる。



第4条（共有持分権の取得と預託経費の負担）

1. 買主が共有持分権を取得する時期は、共有馬の2歳1月1日又は売買契約締結日のいずれか遅い日とする。
2. 共有馬の預託経費は、売買契約締結日の如何にかかわらず、1歳12月請求分までは販売者の負担とし、2歳1月請求分からはその持分を買主の負担とする。したがって、2歳1月1日以降に売買契約を締結して共有持分権を取得した馬主については、2歳1月請求分まで遡って同日以降の預託経費を負担するものとする。

第5条（牝馬の引退と買戻し）

当該牝馬の引退時期は6歳3月を最終限度とする（但し、共有代表馬主の判断により延長可能）。販売者は、当該牝馬の引退に際して共有持分権をその売買提示価格の10%相当額にて買い戻す権利を有するものとし、その権利を行使し、買戻しを決定した場合には、共有者たる買主はこれに応ずるものとする。但し、権利が行使されず売却が可能な場合は、その売却を共有代表馬主に委託するものとし、この売却代金は共有持分に応じて共有者に支払われる。

第6条（その他）

1. 共有馬が市場取引馬である場合において、市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝等に係る奨励金又はこれに類する金品（例：セレクトセール・プレミアムなど）については、共有代表馬主がこれを受領し、共有馬主に分配する。
2. NARの管轄する競馬主催者又はJRA等競馬主催者から提供される優勝賞品のうち、重賞競走優勝の際に贈られる商品については、共有代表馬主が優先して買取りを申し出ることができる。なお、かかる買取り代金については、第2条に規定する「付帯条項」記載の取扱いに従って各共有者に分配される。
3. 買主は、馬代金の支払いを怠った場合又は共有持分権取得後に共有者として第2条第2項記載の「覚書」及び「付帯条項」に違反するなどして、共有代表馬主等の円滑な業務遂行を妨げた場合には、甲斐ヴィクトリーオーナーズ各販売者において、当該買主ないし、共有者に対する新規共有馬主持分権の販売を停止する措置を講ずることがあることを予め承諾する。

第7条（管轄権を有する裁判所）

共有馬の売買、その他売買契約又は本特約条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、甲府地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

